

大府市職員行動指針 “GRAPE clusters”

私たち大府市職員は常に市民のために行動をすることを基本とし、市民との信頼関係を大切にしながら、対話と協働による健康都市の実現を目指します。そのために、私たち職員は地方公務員法を始めとする法令や社会規範の遵守をし、また、私生活においても、公務員としてふさわしい行動をします。

以上の考えに基づいて、次のとおり行動します。

（職員の姿勢）

- 1 すべての人の人権を尊重します。
- 2 前例にとらわれず、自ら考え、新たな課題に挑戦します。
- 3 総合的な視点で判断をします。
- 4 市民の立場に立って説明する責任を果たします。
- 5 コスト意識を持ち、地域の経営について考えます。
- 6 自らを高め、積極的な学習意欲を持ちます。

（職員の実践）

- 7 充実したサービスを提供するため、積極的に心身の健康を保ちます。
- 8 市民との対話を大切にし、協働して仕事を進めます。
- 9 地域とのつながりを大切にし、積極的に地域貢献活動に参加します。
- 10 公正公平な職務の遂行に努め、不当・不正な要求は組織として拒否します。
- 11 個人情報管理を徹底します。
- 12 環境に配慮して行動します。

（職員の規律）

- 13 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為、個人の尊厳を傷つける行為をしません。
- 14 公私の別を明らかにし、市民の疑惑や不信を招く行為をしません。
- 15 職務上知りえた秘密を漏らしません。
- 16 政治的中立性を堅持し、法令違反となる行為をしません。
- 17 許可無く、営利目的の行為をしません。
- 18 交通法規を遵守し、飲酒運転をしません。